

改正

昭和35年12月26日条例第26号  
昭和41年4月1日条例第7号  
昭和42年4月1日条例第18号  
昭和46年3月25日条例第37号  
昭和48年12月21日条例第53号  
昭和52年12月21日条例第47号  
昭和55年9月25日条例第28号  
昭和61年3月31日条例第17号  
平成6年3月31日条例第10号  
平成7年12月22日条例第32号  
平成19年6月27日条例第25号  
平成24年3月26日条例第12号  
平成25年3月29日条例第18号  
平成30年6月22日条例第37号  
平成31年3月29日条例第19号

小田原市図書館条例

(設置)

**第1条** 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目5番30号
小田原市立小田原駅東口図書館	小田原市栄町一丁目1番15号

(事業)

**第3条** 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法第3条各号（小田原市立小田原駅東口図書館（以下「東口図書館」という。）にあっては、第5号を除く。）に掲げる事項に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する施設の目的を達成するために必要な事業

（休館日）

**第4条** 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 小田原市立中央図書館 次に掲げる日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

イ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

ウ 特別整理期間として7日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日

(2) 東口図書館 次に掲げる日

ア 1月につき1日を超えない範囲内で教育委員会が定める日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

ウ 特別整理期間として7日を超えない範囲内で教育委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（開館時間）

**第5条** 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 小田原市立中央図書館 午前9時から午後7時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時まで）

(2) 東口図書館 午前9時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び休日にあつては、午前9時から午後6時まで）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（入館の制限）

**第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

**第7条** 図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第8条** 東口図書館の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第9条** 指定管理者が行う東口図書館の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 東口図書館の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者による管理に係る特例)

**第10条** 前2条の規定により東口図書館の管理の業務を指定管理者が行う場合における東口図書館に係る第4条から第7条までの規定の適用については、第4条第1項第2号中「教育委員会が」とあるのは「第8条に規定する指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、同条第2項及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、「臨時に」とあるのは「教育委員会の承認を得て臨時に」と、第6条中「教育委員会」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第7条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は次条に規定する指定管理者」とする。

(図書館協議会)

**第11条** 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

**第12条** 図書館協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(5) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。

2 小田原市図書館設置条例(昭和25年小田原市条例第143号)は、この条例施行の日から廃止する。

**附 則** (昭和35年12月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年11月1日から適用する。

**附 則** (昭和41年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和42年4月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和46年3月25日条例第37号)

この条例は、教育委員会が定める日から施行する。

**附 則** (昭和48年12月21日条例第53号)

この条例は、昭和49年3月1日から施行する。

**附 則** (昭和52年12月21日条例第47号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

**附 則** (昭和55年9月25日条例第28号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年3月31日条例第17号)

この条例は、尊徳記念館条例を廃止する条例(昭和61年小田原市条例第22号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成6年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

**附 則**（平成7年12月22日条例第32号）

この条例は、平成8年2月5日から施行する。ただし、第1条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年6月27日条例第25号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月26日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第18条の規定による改正前の図書館法（昭和25年法律第118号）第15条に規定する任命の基準により任命された図書館協議会の委員（以下この項において「改正前の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第6条第1項に規定する任命の基準により図書館協議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における改正前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

**附 則**（平成25年3月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成25年規則第69号で、同25年9月17日から施行）

**附 則**（平成30年6月22日条例第37号）

この条例は、平成31年3月16日から施行する。

**附 則**（平成31年3月29日条例第19号）

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。